

南国市告示第160号

南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

南国市長 平山 耕三

#### 南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、野生鳥獣による森林及び農林作物への被害防止対策を行う農林業者等の資質の向上を図るための取組に要する経費を補助することにより、特用林産物等の生産活動の促進、森林資源の有効活用及び森林の有する公益的機能の維持増進を図り、もって農林業を核とした地域振興に資することを目的とする。

(補助事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指令前着手)

第5条 補助事業者は、次条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に当該補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金指令前着手届（様式第2号）を市長に提出することで、指令前に当該補助事業に着手することができる。

(交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知するものとする。

(遵守事項)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、補助事業に係る契約等において暴力団を利することとならないよう、南国市の暴力団の排除に係る取扱いに準じて行うこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約は、南国市が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行うこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (7) 前号の規定により市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従って当該収入の全部又は一部を南国市に納付しなければならないこと。
- (8) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定を遵守すること。

（概算払）

第8条 補助事業者は、市長が補助事業の目的を達成するために必要と認めるときは、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金概算払請求書（様式第4号）により、補助金の概算払の請求を行うことができる。

（変更申請等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付

した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命じるものとする。

（交付請求）

第12条 前条第1項の規定による補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、南国市森林等鳥獣被害対策事業費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第7条第4号から第7号まで及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

補助事業者	<p>次に掲げる者。ただし、第4号から第7号までに該当するものについては、南国市内に事務所を置くものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 南国市鳥獣被害対策協議会</li> <li>(2) 南国地区猟友会</li> <li>(3) 森林組合</li> <li>(4) 農業者で組織する団体</li> <li>(5) 林業者等で組織する団体</li> <li>(6) 狩猟者等で組織する団体</li> <li>(7) 前各号に掲げる団体のほか、市長が適当と認める団体</li> </ol>
補助事業	<p>南国市内の農業者、林業者及び狩猟者を対象とする野生鳥獣による森林及び農林作物への被害防止対策を学ぶための講演会等を開催する事業。ただし、国、県その他団体による助成の対象となる事業を除く。</p>
補助対象経費	<p>補助事業に要する経費。ただし、次に掲げる経費は、補助対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助事業以外への使用が可能な汎用性の高い資機材の購入に要する経費</li> <li>(2) 補助事業者の構成員に対する補助事業の実施に係る賃金、報償費等</li> <li>(3) その他市長が不適当と認める経費</li> </ol> <p>※ 業者等に委託する場合における委託費等のうち、上記の各号に掲げる経費に充てるための費用が含まれている場合は、当該費用については補助金の交付の対象としない。</p>
補助金の額	<p>補助対象経費の合計額（上限40万円）とし、予算の範囲内で交付する。</p>